

聖籠町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第19号

聖籠町財務規則の一部を改正する規則

聖籠町財務規則（平成3年聖籠町規則第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「別記 建設工事請負基準約款」を
「別記1 建設工事請負基準約款
別記2 委託契約約款」に改める。

第2条第3号を次のように改める。

（3） 課長 聖籠町課制条例（平成16年聖籠町条例第6号）、聖籠町会計管理者事務補助組織規則（平成5年聖籠町規則第4号）及び聖籠町教育委員会事務局組織規則（平成18年聖籠町教委規則第3号）に定める課及び室の長並びに聖籠町立図書館設置条例施行規則（平成元年聖籠町教委規則第5号）に定める図書館の館長並びに選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会の事務職員で町長が指定した者をいう。

第3条第1項中「、収支命令権者としての町長の権限並びに」を「並びに収支命令権者及び」に改め、「受払命令権者としての町長の権限」の次に「並びに長期継続契約を締結する町長の権限」を加える。

第7条第1項及び第8条第1項第1号中「社会教育課」の次に「、図書館」を加える。

第209条第4項中「第23条第2号」を「第21条第2号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。